

ID: 27

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	保安検査時期の変更		
法令名 根拠条項	危険物の規制に関する政令 第8条の4第2項ただし書		
法令番号	昭和34年政令第306号		
【基準】	<p>政令第8条の4第2項ただし書の規定による。 (完成検査の手続)</p> <p>第8条の4</p> <p>2 法第14条の3第1項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第14条の3第1項の保安に関する検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。</p> <p>政令第8条の4第2項ただし書中「総務省令で定める事由」 危険物の規制に関する規則 (保安に関する検査を受けなければならない時期の特例事由)</p> <p>第62条の2 令第8条の4第2項ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 災害その他非常事態が生じたこと。 (2) 保安上の必要が生じたこと。 (3) 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。 (4) 前号に掲げるもののほか、使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じたこと。</p> <p>2 前項第3号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い (2) ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い(一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。) (3) 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い(当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。)</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日